

医政地発 1227 第 2 号
平成 28 年 12 月 27 日

公益社団法人日本精神科病院協会会長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長



病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査に係るフォローアップ調査及びアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査の調査結果の公表並びに今後の対応等について

病院におけるアスベスト対策については、種々御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省においては、アスベスト対策の重要性にかんがみ、「病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査に係るフォローアップ調査及びアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査の実施について（依頼）」（平成 28 年 6 月 29 日付け医政発 0629 第 5 号厚生労働省医政局長通知）により調査を実施しましたが、今般、別添のとおり、その調査結果を公表（厚生労働省ホームページに掲載）するとともに、調査結果を踏まえ、アスベストに係る今後の対応等について、各都道府県知事宛て通知を発出いたしましたので、御承知おきくださいようお願い申し上げます。

今後とも、アスベスト対策の重要性を御理解いただき、引き続き御協力を賜りますようお願いいたします。

医政発 1227 第 1 号
平成 28 年 12 月 27 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査に係るフォローアップ調査及びアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査の調査結果の公表並びに今後の対応等について（通知）

病院におけるアスベスト（石綿）対策については、「病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の公表及び今後の対応等について」（平成 20 年 9 月 11 日付け医政発第 0911001 号厚生労働省医政局長通知。以下「平成 20 年通知」という。）等により、適切な対応をお願いしてきましたが、先般、総務省行政評価局から、厚生労働省を含む関係省庁に対して、「アスベスト対策に関する行政評価・監視－飛散・ばく露防止対策を中心として－」の結果に基づく勧告（以下「勧告」という。）が行われました。

勧告を踏まえ、病院における患者、職員等の安全対策に万全を期すために、「病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査に係るフォローアップ調査及びアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査の実施について（依頼）」（平成 28 年 6 月 29 日付け医政発 0629 第 5 号厚生労働省医政局長通知）により、「病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査に係るフォローアップ調査」及び「病院におけるアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査」（以下、両調査を合わせて「アスベスト使用実態調査」という。）を実施しました。今般、別添のとおり、調査結果を公表しましたので通知します。

（調査結果は厚生労働省 HP にも掲載しております。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000147037.html>）

貴職におかれましては、今回のアスベスト使用実態調査結果において、「ばく露のおそれがある場所」を保有している病院（以下「要措置病院」という。）が、速やかにアスベストの除去、封じ込め、囲い込み等（以下「除去等」という。）、法令等に基づく適切な措置を講じるよう、引き続き指導をお願いいたします。また、アスベストの除去等を行うまでの間は、ばく露のおそれがある場所への

立入禁止措置、当該場所に管理上立ち入る際の労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づく防じんマスクの着用等、アスベストの粉じんの飛散によるばく露を回避するための措置を徹底するよう、重ねて指導をお願いいたします。

また、病院におけるアスベスト対策に係る対応等については、平成 20 年通知により、吹付けアスベスト等の粉じんの飛散によりばく露のおそれのある場所を有する病院等に対する指導等をお願いしておりましたが、石綿障害予防規則の一部を改正する省令（平成 26 年厚生労働省令第 50 号）により、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）が改正され、吹付けアスベスト等に加え、建築物等に張り付けられたアスベストを含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（以下「アスベスト含有保温材等」という。）についても、損傷、劣化等により、労働者がアスベストにばく露するおそれがあるときは、事業者は、除去等の措置を講じなければならないとされております。

貴職におかれましては、今回のアスベスト使用実態調査結果を踏まえ、今後の病院におけるアスベスト対策については、下記事項に留意の上、適切に対応していただきますようお願いいたします。

なお、今回の調査結果における、要措置病院、分析調査中の病院、未回答の病院については、その後の状況について、後日改めて報告をお願いする予定と申していることを申し添えます。

記

1. 要措置病院への対応について

アスベスト繊維を吸引すると、肺がん、中皮腫等の深刻な健康被害が生じる危険性があります。このため、アスベストを使用している可能性のある建築物等については、早急に使用状況を把握し、アスベストの損傷、劣化等により、労働者がアスベストにばく露するおそれがあるときは、石綿則第 10 条第 1 項に基づき、事業者は、除去等の措置を講じる必要があります。

都道府県におかれましては、要措置病院に対し、速やかに、除去等の措置を講じる時期を報告させるとともに、確実に除去等の措置が行われるよう、指導の徹底を図っていただくようお願いいたします。適切な措置を講じない病院及び措置時期を明確にしない病院等については、都道府県、保健所設置市又は特別区（以下「都道府県等」という。）の医療監視部門と十分連携の上、必要に応じて医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 24 条第 1 項に基づき、施設の修繕等の命令を行うなどの対応をお願いいたします。

2. 分析調査中の病院・未回答の病院への対応について

アスベストを使用している可能性のある建築物等については、安全性への危惧があることから、患者等の安全対策に万全を期すためにも、早期に調査を完了することが必要です。アスベストの使用の有無について、目視、設計

図書等による調査を行ったにもかかわらず明らかとならなかったときは、分析調査を実施するよう指導方お願いいたします。

都道府県におかれましては、分析調査中の病院に対し、分析調査の実施時期を報告させるとともに、確実に分析調査が行われるよう指導の徹底をお願いいたします。また、未回答の病院に対しては、目視、設計図書等による調査等の時期を報告させるとともに、確実に調査が行われるよう指導の徹底をお願いいたします。分析調査を実施しない病院、分析調査の実施時期を明確にしない病院又は未回答の病院については、都道府県等の医療監視部門と十分連携の上、必要に応じて医療法第24条第1項に基づき、施設の修繕等の命令を行うなどの対応をお願いいたします。

また、アスベストの飛散状況が不明な場所については、アスベストの粉じんが飛散しているものとみなし、その場所への立入禁止措置、当該場所に管理上立ち入る際の労働者に呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用させる等、改めて指導の徹底を図るようお願いいたします。

分析調査等の結果、新たにアスベストの飛散によりばく露のおそれのある場所を有することが判明した病院に対しては、除去等の措置を講じる時期を報告させるとともに、法令等に基づき適切な措置を講ずるよう指導方お願いいたします。

なお、本来はアスベストの使用の有無を分析調査し、アスベストが使用されていることが明らかとなった場合に必要な措置を講ずるべきですが、アスベストが吹き付けられていないことが明らかである場合において、アスベストが使用されているものとみなして必要な措置を行うことにより、分析調査を行うよりも費用負担が軽減される場合があります。このため、保温材等については、アスベストが使用されているものとみなして、分析調査を行わずに除去等の措置を行うことが認められています。ただし、吹付け材については除去等の前に分析調査が必要です。

3. 今後の対応について

厚生労働省から都道府県に対し、定期的に要措置病院、分析調査中の病院及び未回答の病院への確認の結果及び指導内容等についての報告を求める予定としておりますので、御了知ください。

4. その他

(1) 特に留意すべき事項（アスベスト含有煙突用断熱材について）

アスベスト含有煙突用断熱材については、特に劣化が激しい場合は、煙突からアスベスト繊維が大気中に発散される、煙突内に入った雨水などを排水するドレン管からアスベスト繊維が排出される、剥落して最下の掃除口に堆積したアスベスト含有煙突用断熱材が灰と誤って一般のゴミとして廃棄される、といった例もあることから、特に注意するよう指導方お願いいたします。

また、煙突内の清掃等作業を行う場合は、「煙突内部に使用される石綿含有断熱材に係る留意事項について」（平成 24 年 7 月 31 日付け基安化発 0731 第 2 号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知）を参照するよう指導方お願いいたします。

(2) アスベストがある場所を有しているが現在飛散のおそれがない病院及びアスベストの封じ込め・囲い込み措置を講じた病院について

アスベストがある場所を有しているが現在飛散のおそれがない場合や、アスベストの封じ込め・囲い込み措置を講じた場合であっても、今後、経年変化等によりアスベストやアスベストに吹き付けられている固化剤等に劣化や損傷が生じた場合等にはアスベスト繊維が飛散するおそれがある状態となることから、アスベスト等の状態について定期的に把握、確認し、必要な措置を講ずることが必要です。このことについて、改めて管下の病院の管理者等に周知徹底を図るとともに、病院の適切な維持管理、安全管理に努めるよう指導方お願いいたします。

(3) 調査対象外のアスベスト含有建材について

アスベストが板状に固められた建材については、通常の使用状態では、アスベスト繊維の飛散の危険性は低いと考えられることから、今回の調査においては、アスベストを含有するボード類、床材等の非飛散性アスベスト含有成形板等は調査対象外としております。ただし、これらについても、建築物等の修繕、増改築、解体の際には、非飛散性アスベスト含有成形板等の破断・粉碎等によりアスベスト繊維を飛散させるおそれがあることから、関係法令等に基づき、使用状況の把握や解体時の飛散防止措置を講じるなど適切に対処する必要がありますので、併せて指導方お願いいたします。

(4) 災害時における対応について

災害によって倒壊等の被害を受けた病院の建築物等については、アスベストの飛散のおそれがないか速やかに確認するようお願いいたします。

確認の結果、飛散のおそれがある場合には、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（平成 19 年 8 月環境省）及び『「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」パンフレット』（平成 24 年 5 月環境省）を参考に、速やかに、ばく露のおそれのある場所への立入禁止措置を講ずるとともに飛散防止のための応急措置を講ずるよう指導方お願いいたします。

また、アスベストが使用されていた病院の倒壊により生じた廃石綿については、「廃石綿が混入した災害廃棄物について」（平成 23 年 3 月環境省）により、適切に対応するようお願いいたします。

なお、上記の確認等作業に当たっては、石綿則に基づき、作業を行う職員等が呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を着用することが義務づけられてい

ます。

(5) アスベスト使用実態調査関係資料の保存について

これまでに実施したアスベスト使用実態調査の関係資料（厚生労働省に対する報告文書、各病院への照会文書、病院からの回答文書等）は、病院におけるアスベストの使用実態を把握するために必要な資料です。また、厚生労働省においては、本調査のフォローアップを継続的に行うこととしていますので、都道府県におかれましては、関係資料を確実に保存していただきますようお願いいたします。

(6) 関係部局との連携について

各都道府県におけるアスベスト問題への対応については、総合的な視点に立って対策が進められているところ、医療関係部局が行う病院におけるアスベスト対策についても、その総合的な対策の一環として、建築関係部局、環境関係部局、労働関係部局、福祉関係部局、教育関係部局などと緊密な連携・協力のもと適切に推進していただくようお願いいたします。

特に、要措置病院のうち、労働者が就業する場所において吹付けアスベスト等又はアスベスト含有保温材等の損傷、劣化等により、アスベストが飛散し、労働者がばく露するおそれがある場合は、石綿則第10条第1項又は第2項に違反する可能性があります。このため、病院がアスベストの除去等の指導又はばく露のおそれがある場所に職員等が管理上立ち入る場合の防じんマスクの着用の指導に従わない等の場合には、都道府県労働局（又は労働局の指定する労働基準監督署）に相談していただくようお願いいたします。

平成28年12月27日（火）

【照会先】

医政局 地域医療計画課 医療関連サービス室

担当 牧野、吉田（内線2538、2539）

（代表電話）03-5253-1111

（直通電話）03-3595-2185

報道関係者各位

病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査に係るフォローアップ調査及びアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査の調査結果について

病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査に係るフォローアップ調査及びアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査の結果を取りまとめましたので、公表いたします。

【調査結果のポイント】

〔吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査に係るフォローアップ調査〕

- 調査時点は平成28年7月1日
- アスベストのばく露のおそれのある場所を有する病院数は16病院（平成24年3月公表時（前回）では33病院）
- アスベストの有無を分析調査中の病院数は16病院（平成24年3月公表時（前回）では51病院）

〔アスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査（新規）〕

- 調査時点は平成28年7月1日
- アスベストのばく露のおそれのある場所を有する病院数は147病院
- アスベストの有無を分析調査中の病院数は1,516病院

都道府県に対し、アスベストのばく露のおそれのある場所を有する病院等に除去等の措置を講じる時期を報告させるとともに、確実に除去等の措置が行われるよう、病院への指導の徹底を要請した。

なお、平成28年熊本地震の影響をかんがみ、今回の調査については、熊本県内の病院は調査対象外としている。

病院に係るアスベスト除去等の取組については、従前から、使用実態の調査及びその結果を踏まえた指導を行っております。

〔吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の経緯〕

- ・ 平成 20 年 5 月に病院における吹付けアスベスト等の使用実態調査を実施し、平成 20 年 9 月にその調査結果を公表
- ・ 平成 20 年 10 月、平成 21 年 12 月及び平成 24 年 2 月にフォローアップ調査を実施し、平成 21 年 3 月、平成 22 年 3 月及び平成 24 年 3 月に調査結果を公表
- ・ 平成 28 年 7 月にフォローアップ調査を実施

〔アスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査の経緯〕

- ・ 平成 26 年の石綿障害予防規則の一部改正（平成 26 年厚生労働省令第 50 号）により、吹付けアスベストに加え、建築物等に張り付けられたアスベストを含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材についても、損傷、劣化等により、労働者がアスベストにばく露するおそれがあるときは、事業者は、除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならないとされたことを踏まえ、平成 28 年 7 月に「病院におけるアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査」を実施

今般、平成 28 年 7 月に実施した吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査に係るフォローアップ調査及びアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査の結果を取りまとめましたので、別紙のとおりお知らせします。

なお、厚生労働省としては、調査結果を踏まえ、都道府県等に対して以下のとおり病院に対する指導を要請しました。

- ・ アスベストのばく露のおそれのある場所を有する病院に対し、速やかに、除去等の措置を講じる時期を報告させるとともに、確実に除去等の措置が行われるよう、指導の徹底を図ること
- ・ 適切な措置を講じない病院及び措置時期を明確にしない病院等については、必要に応じて医療法第 24 条第 1 項に基づき、施設の修繕等の命令を行うこと
- ・ 分析調査中の病院に対し、分析調査の実施時期を報告させるとともに、確実に分析調査が行われるよう指導の徹底を図ること
- ・ 分析調査を実施しない病院、分析調査の実施時期を明確にしない病院等については、必要に応じて医療法第 24 条第 1 項に基づき、施設の修繕等の命令を行うこと
- ・ 措置を講じるまでの間は、ばく露のおそれがある場所への立入禁止措置、管理上立ち入る際の防じんマスクの着用等、ばく露を回避するための措置を徹底すること 等

病院における吹付けアスベスト等使用実態調査に係るフォローアップ調査について

I. 趣旨

標記使用実態調査について、平成 24 年 3 月 30 日の公表以後の進捗状況について取りまとめたもの。

II. 報告の結果

1. 調査対象病院数

《前回》 7,538 病院 → 《今回》 6,590 病院

2. 調査対象病院数の状況

	《前回》	《今回》
調査対象病院数	7,538 (100.0%)	6,590 (100.0%)
のうち、		
① 吹付けアスベスト等がある場所を有する病院	1,554 (20.6%)	1,320 (20.0%)
② ①のうち、除去等の措置済み状態にある病院	812 (10.8%)	703 (10.7%)
③ ①のうち、石綿等の粉じんの飛散により、 ばく露のおそれのない病院	709 (9.4%)	601 (9.1%)
④ ①のうち、石綿等の粉じんの飛散により、 ばく露のおそれのある場所を有する病院	33 (0.4%)	16 (0.3%)

⑤ ④のうち、日常利用する場所を
有する病院

	0 (0.0%)	1 (0.1%)
[うち 措置予定	0	0
[うち 措置未定	0	1

⑥ ④のうち、日常利用する場所以外の場所を
有する病院

	33 (0.4%)	15 (0.2%)
[うち 措置予定	22	12
[うち 措置未定	11	3

⑦ 分析調査中の病院

51 (0.7%) 16 (0.3%)

※ 前回：平成 24 年 3 月公表

今回：平成 28 年 12 月公表

※ 今回の調査については、熊本県内の病院は調査対象外とした。

病院における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査に係るフォローアップ調査について

○ 平成24年3月公表(前回)

	全病院数	調査対象病院数	回答病院数	吹付けアスベスト(石綿)等がある場所を有しない病院数	吹付けアスベスト(石綿)等がある場所を有する病院数(①)	左記(①)のうち、措置済状態にある場所を有する病院数(②)	左記(①)のうち、措置済状態ではないもの		分析調査中の病院数
							損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがない病院数(③)	損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがある場所を有する病院数(④)	
病院	8,754	7,538 <100.0%>	7,487 (100.0%) <99.3%>	5,933 (79.2%) <78.7%>	1,554 (20.8%) <20.6%>	812 (10.8%) <10.8%>	709 (9.5%) <9.4%>	33 (0.4%) <0.4%>	51 <0.7%>

○ 平成28年12月公表(今回)

	全病院数	調査対象病院数	回答病院数	吹付けアスベスト(石綿)等がある場所を有しない病院数	吹付けアスベスト(石綿)等がある場所を有する病院数(①)	左記(①)のうち、措置済状態にある場所を有する病院数(②)	左記(①)のうち、措置済状態ではないもの		分析調査中の病院数
							損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがない病院数(③)	損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがある場所を有する病院数(④)	
病院	8,218	6,590 <100.0%>	6,574 (100.0%) <99.8%>	5,254 (79.9%) <79.7%>	1,320 (20.1%) <20.0%>	703 (10.7%) <10.7%>	601 (9.1%) <9.1%>	16 (0.3%) <0.3%>	16 <0.3%>

【注記事項】

- ※1. 各都道府県等からの報告について集計したもの(平成28年12月公表分は、平成28年熊本地震の影響を考慮し、熊本県内の病院は対象外)。
- ※2. 「全病院数」とは、各都道府県が把握している病院並びに国立ハンセン病療養所、国立高度専門医療研究センター、国立病院機構及び地域医療機能推進機構の病院の合計をいい、国立大学法人の病院は含まない数をいう。
- ※3. 「調査対象病院数」とは、各都道府県等が把握している、平成8年度以前に竣工(改修工事を含む。)した病院数をいう。
- ※4. 「回答病院数」とは、「調査対象病院数」のうち、吹付けアスベスト等の使用の有無について報告のあった病院数をいう(分析調査中と回答があったものを除く)。
- ※5. ①欄は、吹付けアスベスト等が使用されている場所を有する病院数。
- ※6. ②欄は、①のうち、「除去」、「封じ込め状態」又は「囲い込み状態」のいずれかの措置をとった状態(以下「措置済状態」という。)にある場所のみを有する病院数。
- ※7. ③欄は、①のうち、「措置済状態」ではないが、吹付けアスベスト等の損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがない病院数。
- ※8. ④欄は、①のうち、「措置済状態」ではなく、吹付けアスベスト等の損傷、劣化等による粉じんの飛散により、ばく露のおそれがある場所を有する病院数(立入禁止等のばく露を回避するための措置を実施している場合を含む。)
- ※9. ばく露のおそれがある病院として挙げられるものの中には、患者が利用しない場所である病院も含まれている。
- ※10 (%)は回答病院数に対する率、(%)は調査対象病院数に対する率を計上。

病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査に係るフォローアップ調査
【都道府県別】

都道府県別	全病院数	調査対象 病院数	回答病院数	吹付けア スベスト （石綿）等 がある場 所を有し ない病院		吹付けア スベスト （石綿）等 がある場 所を有す る病院 （①）		左記①のう ち、措置済 状態にある 場所を有す る病院 （②）		左記①のうち、措置済状態ではないもの						分析調査 中の病院 数
				病院数	病院数	病院数	病院数	損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、 ばく露のおそれがある場所を有する病院④								
								⑤日常利用する場所			⑥その他の場所					
								病院数	措置予定	未定	病院数	措置予定	未定			
北海道	552	410	407	339	68	32	36	0	0	0	0	0	0	0	0	3
青森県	92	69	69	50	19	9	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手県	89	68	68	57	11	2	8	1	1	0	1	0	0	0	0	0
宮城県	132	96	96	69	27	13	13	1	0	0	0	1	1	0	0	0
秋田県	66	62	62	43	19	17	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形県	65	47	46	34	12	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	1
福島県	130	115	115	79	36	22	13	1	0	0	0	1	0	1	0	0
茨城県	174	148	146	113	33	15	16	2	0	0	0	2	1	1	2	2
栃木県	104	85	85	76	9	3	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県	124	106	106	94	12	9	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉県	338	274	274	210	64	41	22	1	0	0	0	1	1	0	0	0
千葉県	277	213	213	172	41	17	23	1	0	0	0	1	1	0	0	0
東京都	635	420	415	303	112	49	61	2	0	0	0	2	2	0	5	5
神奈川県	332	278	278	218	60	35	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟県	127	86	86	73	13	8	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富山県	102	71	71	59	12	4	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川県	90	75	75	50	25	11	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県	67	62	62	55	7	3	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨県	57	38	38	33	5	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野県	125	101	101	75	26	15	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜県	99	87	87	71	16	10	5	1	0	0	0	1	1	0	0	0
静岡県	173	127	127	99	28	18	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛知県	316	226	225	167	58	31	26	1	0	0	0	1	1	0	1	1
三重県	94	77	77	60	17	7	8	2	0	0	0	2	2	0	0	0
滋賀県	53	40	40	38	2	1	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0
京都府	165	128	128	96	32	22	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪府	517	457	454	359	95	40	54	1	0	0	0	1	0	1	3	3
兵庫県	346	302	302	249	53	18	34	1	0	0	0	1	1	0	0	0
奈良県	74	53	53	41	12	5	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県	81	61	61	48	13	10	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県	41	29	29	24	5	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根県	47	37	37	31	6	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山県	159	137	137	108	29	21	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島県	238	203	203	167	36	13	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山口県	140	115	115	100	15	5	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島県	108	84	84	72	12	4	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川県	85	68	68	60	8	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	137	120	120	99	21	11	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知県	128	95	95	86	9	2	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡県	452	372	371	318	53	26	27	0	0	0	0	0	0	0	1	1
佐賀県	101	71	71	58	13	6	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎県	146	146	146	121	25	11	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大分県	149	124	124	106	18	9	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎県	135	111	111	100	11	5	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島県	246	215	215	200	15	6	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄県	89	63	63	48	15	7	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	7997	6372	6356	5128	1228	611	601	16	1	0	1	15	12	3	16	16
国立ハンセン病療養所	13	13	13	10	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立研究開発法人国立高度 専門医療研究センター	8	8	8	5	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人国立病院機構	143	143	143	69	74	74	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人 地域医療機能推進機構	57	54	54	42	12	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	221	218	218	126	92	92	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	8218	6590	6574	5254	1320	703	601	16	1	0	1	15	12	3	16	16

病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査に係るフォローアップ調査

【開設者別】

	全病院数	調査対象病院数	回答病院数	吹付けアスベスト(石綿)等がある場所を有しない病院		吹付けアスベスト(石綿)等がある場所を有する病院		左記(①)のうち、措置済状態にある場所を有する病院		左記(①)のうち、措置済状態ではないもの						分析調査中の病院数
				病院数	病院数	病院数	病院数	④ 病院数	⑤日常利用する場所			⑥その他の場所				
									病院数	措置予定	未定	病院数	措置予定	未定		
厚生労働省	14	14	14	10	4	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法務省	5	3	3	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮内庁	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
防衛省	16	14	14	10	4	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人	243	235	235	140	95	90	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
都道府県	203	156	156	115	41	22	17	2	0	0	0	0	2	2	0	0
市町村	610	458	458	348	110	66	42	2	0	0	0	0	2	1	1	0
地方独立行政法人	88	65	65	55	10	5	4	1	0	0	0	0	1	1	0	0
日赤	91	74	74	57	17	6	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0
済生会	78	60	60	56	4	1	2	1	0	0	0	0	1	1	0	0
厚生連	105	78	78	46	32	20	10	2	0	0	0	0	2	1	1	0
北社協	7	3	3	1	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国共連	32	25	25	13	12	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地共連	10	9	9	6	3	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
私学事業団	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健保連	9	6	6	3	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国保連	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公益法人	204	168	168	131	37	25	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療法人	5610	4500	4488	3732	756	356	394	6	1	0	1	5	4	1	12	
社会福祉法人	188	153	153	120	33	17	16	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他の法人	336	246	244	170	74	39	34	1	0	0	0	1	1	0	2	
生協組合	83	56	56	37	19	11	8	0	0	0	0	0	0	0	0	
会社	42	37	37	26	11	4	7	0	0	0	0	0	0	0	0	
個人	241	228	226	174	52	27	24	1	0	0	0	1	1	0	2	
合計	8218	6590	6574	5254	1320	703	601	16	1	0	1	15	12	3	16	

	開設者種別	病院名	措置状況	患者利用あり												患者利用なし						具体的な対応状況	備考				
				1)	2)	3)	4)	5)	6)	7)	8)	9)	10)	11)	12)	13)	14)	15)	16)	17)	18)			19)			
				病室	手術室	診察室	処置室	機能訓練室	食堂	談話室	浴室	廊下	待合室	駐車場	その他	ポイラー室	エレベータ機械室 (昇降路含)	機械室	倉庫	職員宿舎	医療関係職種等養成所			その他			
7 福島県	厚生連	塙厚生病院	措置済																						その他は中央階段。平成9年度封じ込め措置済み。		
			措置予定																								
			未定											○				○									その他は非常階段。除去対策時期は未定（予算の確保が困難）であるが検討中。該当箇所はいずれも普段は施錠、一般利用者は立ち入れない（非常階段は別に機能しているものあり）。業者、職員が立ち入ることも月一回程度であるが、防塵マスク等の着用により防護措置をとっている。
8 茨城県	厚生連	JAとりで総合医療センター	措置済																						旧ポイラー室は、増築工事に伴い撤去完了（H23.6.15撤去）		
			措置予定																							H29年10月から12月の間に撤去工事予定（H25年措置予定だったが、耐震工事中に新たに判明した力所（西棟階段天井より露出）の撤去を優先したため延期）。エレベータ機械室は施錠、機械点検時のみマスク着用出入室。	
			未定																								
9 栃木県	医療法人	大洗海岸病院	措置済																								
			措置予定																								
			未定																							建物新築検討中のため。「関係者以外立入禁止」の明示。施錠中。機械操作のため入室する時はマスク着用。	
10 群馬県	生協組合	北毛保健生活協同組合北毛病院	措置済																						その他は階段、煙突。建屋解体に伴い、調査、分析、処分（H27.9.30措置済）	新	
			措置予定																								
			未定																								

開設者種別	病院名	措置状況	患者利用あり												患者利用なし						具体的な対応状況	備考	
			1)	2)	3)	4)	5)	6)	7)	8)	9)	10)	11)	12)	13)	14)	15)	16)	17)	18)			19)
			病室	手術室	診察室	処置室	機能訓練室	食堂	談話室	浴室	廊下	待合室	駐車場	その他	ボイラー室	エレベータ機械室 (昇降路含)	機械室	倉庫	職員宿舎	医療関係職種等養成所			その他
医療法人	北原リハビリテーション病院	措置済																				関係者以外立入禁止としており、平成29年8月新棟開設による措置を予定。	
		措置予定													○								
		未定																					
14 神奈川県	該当無し	措置済																					
		措置予定																					
		未定																					
15 新潟県	該当無し	措置済																					
		措置予定																					
		未定																					
16 富山県	該当無し	措置済																					
		措置予定																					
		未定																					
17 石川県	該当無し	措置済																					
		措置予定																					
		未定																					
18 福井県	該当無し	措置済																					
		措置予定																					
		未定																					

開設者種別	病院名	措置状況	患者利用あり												患者利用なし						具体的な対応状況	備考													
			1)	2)	3)	4)	5)	6)	7)	8)	9)	10)	11)	12)	13)	14)	15)	16)	17)	18)			19)												
			病室	手術室	診察室	処置室	機能訓練室	食堂	談話室	浴室	廊下	待合室	駐車場	その他	ボイラー室	エレベータ機械室 (昇降路含)	機械室	倉庫	職員宿舎	医療関係職種等養成所			その他												
26	京都府	該当無し	措置済																																
	措置済	措置予定	未定																																
27	大阪府	地方独立行政法人	大阪府立精神医療センター	措置済																						○	○						○	その他は講堂。職員宿舎は、平成23年2月4日に建物取壊し時に除去。エレベータ機械室、機械室、講堂は平成25年4月1日建て替えにより除去済み。	
	措置済	措置予定	未定																																
	措置済	措置予定	未定																																
	措置済	措置予定	未定																																
	措置済	措置予定	未定																																
28	兵庫県	医療法人	高岡病院	措置済																						○	○							施設、立入禁止措置。入室時はマスク着用。平成30年1月より取り壊す予定。	
	措置済	措置予定	未定																																
	措置済	措置予定	未定																																
29	奈良県	該当無し	措置済																																
	措置済	措置予定	未定																																

開設者種別	病院名	措置状況	患者利用あり												患者利用なし							具体的な対応状況	備考			
			1)	2)	3)	4)	5)	6)	7)	8)	9)	10)	11)	12)	13)	14)	15)	16)	17)	18)	19)					
			病室	手術室	診察室	処置室	機能訓練室	食堂	談話室	浴室	廊下	待合室	駐車場	その他	ボイラー室	エレベーター機械室 (昇降路含)	機械室	倉庫	職員宿舎	医療関係職種等養成所	その他					
36 徳島県	該当無し	措置済																								
措置予定																										
未定																										
37 香川県	該当無し	措置済																								
措置予定																										
未定																										
38 愛媛県	該当無し	措置済																								
措置予定																										
未定																										
39 高知県	該当無し	措置済																								
措置予定																										
未定																										
40 福岡県	該当無し	措置済																								
措置予定																										
未定																										
41 佐賀県	該当無し	措置済																								
措置予定																										
未定																										

病院におけるアスベスト含有保温材等使用実態調査について

I. 趣旨

「病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査に係るフォローアップ調査及びアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査の実施について（依頼）」（平成 28 年 6 月 29 日付け医政発 0629 第 5 号厚生労働省医政局長通知）等に基づき、調査対象病院について、都道府県等より報告のあったものについて集計したものの。

II. 調査対象建材

平成 18 年 9 月 1 日以後に新築の工事に着手した建築物を除く全ての建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）に使用されている、保温材、耐火被覆材及び煙突用断熱材（平成 26 年の石綿障害予防規則の一部改正により、吹付けアスベスト等に加え、アスベスト含有保温材等についても、損傷、劣化等により、労働者がアスベストにばく露するおそれがあるときは、事業者は、除去等の措置を講じなければならないとされた。）

III. 報告の結果

1. 調査対象病院数 7,458 に対し、アスベストの使用状況の有無が判明したと報告のあった病院数は、5,945（調査対象病院数に対する割合 78.8%）である。

また、分析調査中と報告のあった病院数は 1,516（調査対象病院数に対する割合 20.1%）である。

（注 1）アスベスト使用状況の有無が判明した病院及び分析調査中の病院の合計は 7,461 であり、回答割合は 98.8% である。

（注 2）熊本県内の病院は調査対象外とした。

2. アスベストの有無が判明した回答病院数のうち	5,945 (100.0%)
① アスベスト含有保温材等がある場所を有する病院	865 (14.6%)
② ①のうち、除去等の措置済み状態にある病院	238 (4.0%)
③ ①のうち、石綿等の粉じんの飛散により、 ばく露のおそれのない病院	480 (8.1%)
④ ①のうち、石綿等の粉じんの飛散により、 ばく露のおそれのある場所を有する病院	147 (2.5%)

⑤ ④のうち、日常利用する場所を有する病院	46 (0.8%)
┌ うち 措置予定	26
└ うち 措置未定	20
⑥ ④のうち、日常利用する場所以外の場所を有する病院	101 (1.7%)
┌ うち 措置予定	42
└ うち 措置未定	59

（注 3）「除去等の措置済み」とは、除去、封じ込め、囲い込みのいずれかの措置をとった場所のみを有する病院数を計上。

「措置予定」とは、工事中及び具体的な工事日程が決まっている場所を有する病院数を計上。（工事日程が決まっているか否かに関わらず、該当場所の利用を停止し封鎖している場合は「措置予定」とする。）

「措置未定」とは、工事日程が決まっていない場所を有する病院数を計上。（工事日程は未定だが、立入禁止、防塵マスクの着用等のばく露を回避する対策をしている場合を含む。）

なお、1つの施設で「措置済み」「措置予定」「措置未定」の場所が混在する場合は「措置未定」に計上。

病院におけるアスベスト(石綿)含有保温材等使用実態調査について

	全病院数	調査対象 病院数	回答病院数	アスベスト(石綿)含有 保温材等がある 場所を有しない病 院数	アスベスト(石綿)含有 保温材等がある 場所を有する病院 数 ①	左記①のうち、措 置済状態にある場 所を有する病院数 ②	左記①のうち、措置済状態ではないもの		分析調査中の 病院数
							損傷、劣化等による 石綿等の粉じんの飛 散により、ばく露のお それがない病院数 ③	損傷、劣化等による 石綿等の粉じんの飛 散により、ばく露のお それがある場所を有 する病院数④	
病 院	8,218	7,548	5,945 (100.0%)	5,080 (85.4%)	865 (14.6%)	238 (4.0%)	480 (8.1%)	147 (2.5%)	1,516
		<100.0%>	<78.8%>	<67.3%>	<11.5%>	<3.2%>	<6.4%>	<1.9%>	<20.1%>

【注記事項】

- ※1. 各都道府県等からの報告について集計したもの（平成28年熊本地震の影響を考慮し、熊本県内の病院は対象外）。
- ※2. 「全病院数」とは、各都道府県が把握している病院並びに国立ハンセン病療養所、国立高度専門研究医療センター、国立病院機構及び地域医療機能推進機構の病院の合計をいい、国立大学法人の病院は含まない数をいう。
- ※3. 「調査対象病院数」とは、各都道府県等が把握している、全病院数のうち平成18年9月1日以後に新築の工事に着手した病院数を除く病院数をいう。
- ※4. 「回答病院数」とは、「調査対象病院数」のうち、アスベスト(石綿)含有保温材等の使用状況の有無について報告のあった病院数をいう（分析調査中と回答があったものを除く）。
- ※5. ①欄は、アスベスト(石綿)含有保温材等が使用されている場所を有する病院数。
- ※6. ②欄は、①のうち、「除去」、「封じ込め状態」又は「囲い込み状態」のいずれかの措置をとった状態（以下「措置済状態」という。）にある場所のみを有する病院数。
- ※7. ③欄は、①のうち、「措置済状態」ではないが、アスベスト(石綿)含有保温材等の損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがない病院数。
- ※8. ④欄は、①のうち、「措置済状態」ではなく、アスベスト(石綿)含有保温材等の損傷、劣化等による粉じんの飛散により、ばく露のおそれがある場所を有する病院数（立入禁止等のばく露を回避するための措置を実施している場合を含む。）。
- ※9. ばく露のおそれがある病院として挙げられるものの中には、患者が利用しない場所である病院も含まれている。
- ※10. （ %）は回答病院数に対する率、< %>は調査対象病院数に対する率を計上。

病院におけるアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査
【都道府県別】

都道府県別	全病院数	調査対象病院数	回答病院数	アスベスト(石綿)含有保温材等がある場所を有しない病院		アスベスト(石綿)含有保温材等がある場所を有する病院		左記(①)のうち、措置済状態にある場所を有する病院		左記(①)のうち、措置済状態ではないもの		左記(①)のうち、措置済状態ではないもの						分析調査中の病院数
				病院数	病院数	病院数	病院数	病院数	病院数	④ ⑤日常利用する場所 ⑥その他の場所								
										④ 病院数	⑤日常利用する場所			⑥その他の場所				
											病院数	措置予定	未定	病院数	措置予定	未定		
北海道	552	499	405	344	61	16	34	11	2	2	0	9	1	8	93			
青森県	92	85	71	65	6	1	3	2	0	0	0	2	0	2	14			
岩手県	89	75	59	49	10	1	8	1	0	0	0	1	0	1	16			
宮城県	132	132	101	95	6	0	4	2	1	1	0	1	1	0	31			
秋田県	66	60	52	40	12	5	4	3	0	0	0	3	0	3	7			
山形県	65	60	49	43	6	1	5	0	0	0	0	0	0	0	11			
福島県	130	112	84	57	27	11	13	3	2	0	2	1	0	1	16			
茨城県	174	166	124	104	20	5	8	7	0	0	0	7	4	3	39			
栃木県	104	97	86	80	6	1	5	0	0	0	0	0	0	0	10			
群馬県	124	124	96	85	11	1	8	2	0	0	0	2	1	1	22			
埼玉県	338	302	260	226	34	17	15	2	0	0	0	2	1	1	42			
千葉県	277	232	190	151	39	10	17	12	4	1	3	8	0	8	38			
東京都	635	635	483	419	64	17	32	15	5	2	3	10	3	7	151			
神奈川県	332	316	205	166	39	10	25	4	1	0	1	3	2	1	91			
新潟県	127	117	79	60	19	5	11	3	0	0	0	3	1	2	33			
富山県	102	96	69	57	12	2	8	2	0	0	0	2	0	2	13			
石川県	90	87	76	56	20	6	12	2	0	0	0	2	1	1	11			
福井県	67	62	60	53	7	4	2	1	0	0	0	1	1	0	2			
山梨県	57	55	42	37	5	0	2	3	2	1	1	1	1	0	13			
長野県	125	114	82	60	22	7	9	6	4	2	2	2	0	2	31			
岐阜県	99	90	74	67	7	3	2	2	1	1	0	1	0	1	16			
静岡県	173	160	127	114	13	4	8	1	0	0	0	1	1	0	31			
愛知県	316	279	233	202	31	10	19	2	0	0	0	2	1	1	46			
三重県	94	90	68	57	11	2	5	4	0	0	0	4	3	1	18			
滋賀県	53	53	47	45	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	6			
京都府	165	143	98	68	30	16	14	0	0	0	0	0	0	0	45			
大阪府	517	446	299	260	39	12	25	2	1	1	0	1	1	0	141			
兵庫県	346	319	233	202	31	2	24	5	1	1	0	4	4	0	86			
奈良県	74	62	48	37	11	1	8	2	1	1	0	1	1	0	12			
和歌山県	81	78	68	62	6	3	3	0	0	0	0	0	0	0	10			
鳥取県	41	41	35	29	6	3	3	0	0	0	0	0	0	0	6			
島根県	47	43	35	33	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	8			
岡山県	159	147	125	110	15	7	8	0	0	0	0	0	0	0	22			
広島県	238	187	164	145	19	8	11	0	0	0	0	0	0	0	23			
山口県	140	124	97	81	16	4	6	6	1	1	0	5	1	4	27			
徳島県	108	88	70	62	8	2	4	2	0	0	0	2	2	0	18			
香川県	85	85	75	63	12	3	6	3	1	0	1	2	1	1	10			
愛媛県	137	128	109	98	11	6	5	0	0	0	0	0	0	0	19			
高知県	128	120	98	89	9	0	8	1	1	0	1	0	0	0	22			
福岡県	452	425	368	331	37	9	23	5	0	0	0	5	0	5	57			
佐賀県	101	80	63	57	6	2	4	0	0	0	0	0	0	0	17			
長崎県	146	146	113	102	11	6	3	2	1	1	0	1	1	0	33			
熊本県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
大分県	149	138	124	115	9	4	4	1	0	0	0	1	1	0	14			
宮崎県	135	131	114	108	6	1	4	1	0	0	0	1	1	0	14			
鹿児島県	246	230	197	185	12	1	8	3	0	0	0	3	2	1	33			
沖縄県	89	76	51	46	5	1	3	1	0	0	0	1	0	1	24			
小計	7997	7335	5806	5015	791	231	436	124	29	15	14	95	37	58	1442			
国立ハンセン病療養所	13	12	7	3	4	1	2	1	1	1	0	0	0	0	5			
独立行政法人国立高度専門医療研究センター	8	8	8	6	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0			
独立行政法人国立病院機構	143	139	83	26	57	4	32	21	16	10	6	5	4	1	56			
独立行政法人地域医療機能推進機構	57	54	41	30	11	2	8	1	0	0	0	1	1	0	13			
小計	221	213	139	65	74	7	44	23	17	11	6	6	5	1	74			
合計	8218	7548	5945	5080	865	238	480	147	46	26	20	101	42	59	1516			

病院におけるアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査

【開設者別】

	全病院数	調査対象 病院数	回答病院数	アスベスト (石綿)含有 保温材等有 する場所を 有しない病 院	アスベスト (石綿)含有 保温材等有 する場所を 有する病院 (①)	左記①の うち、措 置済状態 にある場 所を有す る病院 (②)	左記①のうち、措置済状態ではないもの								分析調査中 の病院数
							④ 病院数	⑤日常利用する場所			⑥その他の場所				
								病院数	措置予定	未定	病院数	措置予定	未定		
														<small>損傷、劣化等による 石綿等の粉じんの 飛散により、ばく露 のおそれがない病 院 (③)</small> 損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがある場所を有する病院(④)	
厚生労働省	14	13	8	4	4	1	2	1	1	1	0	0	0	0	5
法務省	5	5	3	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2
宮内庁	1	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
防衛省	16	14	10	8	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	4
独立行政法人	243	236	156	84	72	8	42	22	16	10	6	6	5	1	80
都道府県	203	184	137	105	32	8	18	6	0	0	0	6	1	5	45
市町村	610	554	424	365	59	14	33	12	3	2	1	9	3	6	126
地方独立行政法人	88	72	47	33	14	4	7	3	0	0	0	3	1	2	25
日赤	91	81	57	46	11	3	4	4	1	1	0	3	2	1	24
済生会	78	71	60	53	7	2	3	2	0	0	0	2	0	2	10
厚生連	105	93	63	49	14	4	6	4	1	1	0	3	2	1	29
北社協	7	6	6	5	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
国共連	32	31	22	16	6	3	2	1	0	0	0	1	1	0	9
地共連	10	10	9	6	3	0	1	2	1	1	0	1	1	0	1
私学事業団	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健保連	9	8	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
国保連	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公益法人	204	183	149	122	27	7	16	4	1	0	1	3	1	2	31
医療法人	5610	5161	4145	3639	506	152	284	70	19	7	12	51	20	31	946
社会福祉法人	188	176	147	131	16	7	7	2	1	1	0	1	0	1	29
その他の法人	336	305	224	174	50	13	27	10	1	1	0	9	4	5	79
生協組合	83	72	56	42	14	4	10	0	0	0	0	0	0	0	15
会社	42	38	26	21	5	1	4	0	0	0	0	0	0	0	11
個人	241	232	187	167	20	5	11	4	1	1	0	3	1	2	43
合計	8218	7548	5945	5080	865	238	480	147	46	26	20	101	42	59	1516